する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

4　［略］

附　則

（償却資産の承継）

第四条　機構の成立の際中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により機構が中小企業総合事業団から承継した償却資産のうち、一般勘定、小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定に属するものであって、中小企業総合事業団が補助金以外の資金を原資として取得したものについては、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

2　機構の成立の際中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により機構が地域振興整備公団から承継した償却資産のうち、一般勘定及び施設整備等勘定並びに機構法附則第五条及び第六条に掲げる業務に係る勘定に属するもの（機構法第十五条第一項第九号並びに機構法附則第四条第一項及び附則第六条第三項の業務に係る建物（これらに附帯する施設を含む。）を除く。）であって、地域振興整備公団が、補助金以外の資金を原資として取得したものについては、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第九号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

4　［略］

附　則

（償却資産の承継）

第四条　機構の成立の際中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により機構が中小企業総合事業団から承継した償却資産のうち、一般勘定、小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定に属するものであって、中小企業総合事業団が補助金以外の資金を原資として取得したものについては、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

2　機構の成立の際中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により機構が地域振興整備公団から承継した償却資産のうち、一般勘定及び施設整備等勘定並びに機構法附則第五条及び第六条に掲げる業務に係る勘定に属するもの（機構法第十五条第一項第九号及び第十一号並びに機構法附則第四条第一項及び附則第六条第三項の業務に係る建物（これらに附帯する施設を含む。）を除く。）であって、地域振興整備公団が、補助金以外の資金を原資として取得したものについては、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲に関する経過措置）

第五条　機構法附則第五条第一項、第六条第三項、第八条の二及び第八条の四（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域経済牽引事業促進法」という。）附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十一条第一項に係る部分に限る。）の規定により機構が業務を行う場合には、第十三条中「第十三号」とあるのは、「第十三号並びに機構法附則第五条第一項、第六条第三項、第八条の二及び第八条の四（地域経済牽引事業促進法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十一条第一項に係る部分に限る。）」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲に関する経過措置）

第五条　機構法附則第五条第一項、第六条第三項、第八条の二及び第八条の四（地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十一条第一項に係る部分に限る。）の規定により機構が業務を行う場合には、第十三条中「第十三号」とあるのは、「第十三号並びに機構法附則第五条第一項、第六条第三項、第八条の二及び第八条の四（地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十一条第一項に係る部分に限る。）」とする。

告　示

○内閣府・財務省告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月三十一日から施行する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号9⑸中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改める。

○復興庁告示第三十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第二十九号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号